

【総論】

No.	内 容	自治体名	回 答
実施主体			
1	<p>「実施主体は市町村とし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等に委託等することができる」とありますが、「委託等」の「等」には「補助」・「助成」もふくまれるのか。</p>	<p>倉敷市、埼玉県、松山市、名古屋市、長野県、山形県、愛知県西尾市、群馬県前橋市、神戸市、岡山県、松山市、東京都、茨城県日立市、下関市、茨城県日立市、下関市、大阪府、茨城県日立市、下関市、鹿児島県霧島市、愛媛県、東京都町田市</p>	<p>実施主体としては、市区町村としているところであるが、「社会福祉法人等に委託等することができる」としており、これは、市区町村が事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託する場合及び委託による場合と同等の市区町村の関与があると認められる場合も対象としているところであり、委託による場合と同等の関与がある場合とは、具体的には、市区町村が次のような事業運営への関与を行っている場合である。</p> <p>実施主体となる社会福祉法人等に「運営協議会（仮）」を設置し、協議会に市区町村の補助事業担当部局職員が参加し、事業の内容及び運営に関する重要事項について、市区町村の意見が反映される仕組みとなっていること。</p> <p>事業実施主体から、定期的（少なくとも1年に1回）に事業実施状況について市区町村に報告が行われ、必要に応じ市区町村の指導を受けることとされていること。</p>
2	<p>実施主体で「民間事業者等(以下「社会福祉法人等」という。)に委託等することができるものとする。」とあるが、「民間事業者等」とは、法人格を必要とするのか、任意団体でも対象となるのか。また、民間事業者には、私立幼稚園や医療機関、学校法人やPTAOB会、商店街振興組合等も含まれるのか。</p>	<p>長野県、埼玉県川越市、愛知県東浦町、茨城県水戸市、静岡県、埼玉県和光市、静岡県富士宮市</p>	<p>法人格を有さない任意団体でも、事業の運営に関し適切な団体と認められれば、差し支えない。したがって、私立幼稚園や医療機関、学校法人やPTAOB会、商店街振興組合等も含まれる。</p>
3	<p>認定こども園において「ひろば型」や「センター型」を実施することは可能か。また、実施する場合、認定こども園における「子育て支援事業」の実施要件を満たしていると考えてよいか。</p>	<p>北海道、大阪府、福島県</p>	<p>認定こども園における実施も可能である。なお、「ひろば型」及び「センター型」については、ほとんどの場合、認定こども園の「子育て支援事業」に該当すると思われるが、具体的には、都道府県の認定基準によるものである。</p>

事業内容			
4	<p>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 交流の場の設置となっているがサロンの役割の場所を提供するということか。特に、センター型において交流の場の拠点となる常設のスペースが必要か。また、交流を深める取り組みとは、親子でできる遊び教室等という解釈で差し支えないか。</p> <p>地域の子育て関連情報の提供 従前から地域子育て支援センターで実施しているような保育資源の提供に加え、様々な子育て、育児に関する情報を提供するということが問題ないか。</p> <p>子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 子育てや子育て支援に関するボランティア養成講座や食育に関する講座、子育ての体験談について述べる講習会というようなものの実施を月1回以上実施しなければならないということか。</p>	大阪府	<p>交流の場の設置とは、開設時間内において常時交流可能な場を提供するということである。センター型についてはセンター型で回答。交流を深める取り組みについては様々であり、ご質問にある例示についても差し支えない。 見込みのとおり。 講習会の内容については、様々なものが考えられるが、ボランティア養成講座や食育に関する講座、子育ての体験談等の講習会も該当する。月1回以上の実施が要件となる。</p>
5	<p>子育て親子の交流の場の提供 いわゆる「交流の場」とは、現在実施されているつどいの広場事業における「ひろば」（10組程度の親子が差し支えないスペース）と同義と解釈してよいか。 また、各設置型の実施要件における開設時間とは、前述の「交流の場」の開設時間(オープン時間)と同義と解釈してよいか。 その事業内容については、現在つどいの広場事業で行われている「ひろば」と同様、開設時間内は、年齢別の受入れ等を行なうことなく、対象としているすべての年齢の子どもと親が気軽にかつ自由に利用できる状況を維持するものであることと解してよいか。</p>	岩手県	<p>「ひろば型」、「児童館型」については、概ね10組の親子が一度に利用しても差し支えない広さであるが、センター型についても、可能であれば「ひろば型」と同様の広さを有することが望ましい。 見込みのとおり。</p>
6	<p>例として、月曜は0～1歳児対象日(他の年齢は別の日)とか、10時から12時は「ひろば」実施だが10時から15時は相談=5時間の場合、県として補助をどのように考えればよいか。</p>	岩手県	<p>年齢毎に対象日を設けることは差し支えない。後者の質問については補助対象とはならない(開設時間中、常時3事業(実施要綱案4の(1)～(3))を実施していることが要件であるため)。</p>
7	<p>実施要綱の4(2)子育て等に関する相談、援助の実施について、「援助」の具体的内容とは。</p>	千葉県	<p>子育て支援拠点においては、相談や情報提供等に止まらず、子育て親子が抱える様々な問題の解決を図るために、アドバイスや解決法の実演等、ケースワーク的な関わりを想定している。</p>

事業内容「(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」		
8	同一市町村の複数の拠点施設が連携して1施設で実施することとしてもよいか。	福島県 地域の実情に応じて、実施していただきたい。
9	講習等の内容としては、どのようなものが想定されるか。 講師とは、自園の保育士若しくは看護師・保健師等のスタッフでいいのか、或いは外部から専門職、子育て経験者等の講師を招致しなければならないのか。	伊勢崎市、北海道せたな町、石川県、佐賀市、東京都町田市、小城市、埼玉県川越市、岐阜県富加町、佐賀市、北海道砂川市、東京都葛飾区、栃木県大田原市、埼玉県 地域における子育て支援に関するスタッフ、専門職、ボランティア等育成のための研修、職能訓練、サークル支援に関する講習会などが想定される。また、絵本の読み聞かせ、手あそび、ふれあいあそび、音楽リトミック、歯科・栄養指導、工作・製作、親子体操、クッキング、趣味の講座、育児講座といった内容も対象となる。子育て親子のニーズや要望を取り入れるなどして実施していただきたい。 外部講師を招いて実施する場合、担当職員により実施する場合、両方とも対象となる。
10	講習については日程・時間等をあらかじめ設定する必要があるのか。(例：毎月第1・3水曜日10時から11時のように日時を設定する)	埼玉県川越市 講習の日程、時間等については、あらかじめ設定して実施する方が、利用者にとって参加しやすいと考えられるため望ましいが、そうでない場合であっても対象となる。
11	必ず月1回以上でなくとも、例えば年間で12回実施の場合対象となるのか。また、月1回以上の考え方について伺いたい。	栃木県足利市、宮城県、岐阜県富加町、北海道砂川市、東京都町田市、福島県二本松市、島根県松江市、埼玉県蓮田市、島根県雲南市、神戸市 月1回以上の実施を要件とする。したがって、年間で12回開催しても月1回以上実施がない場合には要件を満たさない。子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として講習を実施し、地域の人材の養成を行っていくことは子育て支援拠点に求められる重要な機能の一つであり、定期的実施していただく必要があるため、月1回以上という要件を設定したものである。

開設日		
12	ひろば型、センター型において、「原則として」1日5時間以上開設とあるが、例外として想定されるのはどのような場合か。(事業開始当初は1日3時間で行うが、3～4ヶ月後に1日5時間以上開設する場合は認められるか。)	福島県 不測の事態により、5時間開設できない場合である。(質問の事例の場合は、対象外となる。)
13	開設日については、ニーズが少ないと判断すれば、それぞれの基準よりも少ない日数で開設しても補助対象となると解してよいか。	山形県 開設日数が要件を満たさない場合は、補助対象とならない。
14	「開設」とは、4事業内容のうち少なくとも1つの事業が実施されている状態と理解してよいか。例えば、交流場所の提供について、本事業専用とせず、他の事業と共用とし、開設時間内の特定の時間のみ開放としたり、子育て親子の相談についても開設時間内常時でなく特定の時間帯のみとするなど、開設時間内に何れかの事業を行ってればよいか。	愛知県西尾市、東京都葛飾区、岐阜県中津川市 開設時間中、常時3事業(実施要綱案4の(1)～(3))を実施していることが要件となる。(講習等の実施については月1回以上の実施)
15	開設日には「1日5時間以上」、「1日3時間以上」となる日数のみを数えるものか。 (曜日によって開設時間が異なる場合などで、週あたりの開設日数平均が1日5時間以上となる場合(例えば6時間×2日、4時間×2日の計4日)には条件を満たしているものと考えて差しつかえないか。)	名古屋市、宮城県 見込みのとおり。(1週間の通算の開設時間では考えない。)
職員配置		
16	各事業の専任の職員及び相談業務の市町村等の保健師とは、町職員も含まれているのでしょうか。また、これらの職員の人件費は、補助対象経費として認められるのでしょうか。	鳥取県北栄町 町職員も含まれる。人件費は対象に含まれる。
17	「専任の者を2名以上(非常勤でも可)」について、開設時間において常時2名以上の職員を配置するのか。また、親子何組に対し、職員何人という職員配置基準はあるのか。	島根県、長野県松本市 見込みのとおり。また、親子何組に対し、職員何人という職員配置基準はない。
18	センター型、ひろば型とも、専任の担当者が2名以上とされているが、常に同じ担当者でなければならないか。時間帯(午前と午後など)や日によって、担当職員が変わってもよいのか。また、3人の職員が交替で2人ずつ勤務することも可能か。	山口県、静岡県川根本町、岩手県奥州市 常に同じ担当者であることは要件としていない。(職員がローテーションで業務に従事することもある。)従って、質問の内容は全て可能となる。

19	職員は専任である必要があるのか、兼任でも可能か。	石川県七尾市、福井県、岐阜県海津市	職員は、他の職務を兼ねていても差し支えないが、拠点を開設している時間は専らその業務に従事することを要件としている。
20	職員配置における「専任」、「非常勤でも可」の意味について教えていただきたい。	三重県桑名市、石川県宝達志水町、島根県出雲市、栃木県足利市、三重県津市、福井県、石川県七尾市	「専任」とは、「拠点を開設している時間は専らその業務に従事する」という意味である。また、「非常勤でも可」とは、常勤職員、非常勤職員を問わない、という意味である。
21	ひろば型、センター型、児童館型職員の保育士資格等の有無、保育経験の有無についてご教示いただきたい。	福井県	保育士等の資格や保育経験の有無は要件としていない。
22	職員の配置における職員数の考え方は「保育所における保育士等の適正配置について」（平成17年9月30日付雇児保発第0930001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づくと考えてよいか。	宮城県	基づかない。
費用について			
23	必要経費徴収の根拠について 「当事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる」とあるが、地方自治法第228条には、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」とある。市町村が本事業に必要な経費を徴収する際、自治法の分担金、使用料、手数料等には該当しないものとし、要綱でその料金等を規定しても差し支えないか。	岐阜県	該当するかしらないかは、保護者から徴収した経費について、各自治体が法第228条の使用料等として取り扱うか否かによる。
要綱について			
24	交付申請の前に、事前協議等実施する予定はあるか。	石川県	事前協議というかたちになるかは未定であるが、19年度の実施見込みについて把握したいと考えている。

25	基準額について積算基礎を教示願いたい。	岐阜県川辺町	基準額の積算基礎については、個別にお示しすることとしたい。
26	ひろば型の5日型と、センター型の5日型の補助基準額の差は、担当職員の要件の違いの他にどういったことがあるのか。	広島県東広島市	担当職員の要件の違いやセンター型における地域支援活動の実施により、基準額に差がある。
27	対象経費として認められないものの具体例はあるのか。当事業に関し支出する費用はすべて含まれると解してよいのか。	千葉県、静岡県、三重県津市、神戸市、三重県、松山市、京都府井手町、大阪府、松山市、三重県	賃貸料については、ひろば型は対象となるが、センター型、児童館型については対象とならない。また、ひろば型、センター型、児童館型について保険料や初度備品の購入については対象となる。なお、施設整備に係る経費は対象とならない。
28	年度の途中から実施した場合にも、補助対象となるのか。その場合、補助金額はどうなりますか。	静岡県富士宮市	年度途中から実施の場合、要綱上の基準額に実施月数を乗じて得た額が補助基準額となる。なお、月の途中から事業を実施する場合には当該月は実施月として計算して差し支えない。(例えば、5月中旬から実施する場合は、5月も実施月として、基準額に11/12を乗じた額が補助基準額となる。)
29	既存施設(空き店舗等を含め)を改修し、地域子育て支援拠点事業を実施する場合は保育環境等改善事業(基本改善事業の保育サービス提供施設設置促進事業)の補助対象となるのか。また、この事業を実施する専用施設を単独で設置する場合(社会福祉法人等)ハード交付金の対象となるのか。	宮城県	センター型については、従前どおり、保育環境改善等事業の対象となる。また、市町村が単独で設置する場合には、ハード交付金(子育て支援のための拠点施設)の対象となる。
30	事業費が補助基準額を超えない場合でも、事業内容が適正であれば、補助率に応じた補助を受けられると考えてよいのか。あるいは、基準額を下回った場合は、補助対象外になってしまうのか。	石川県七尾市、京都府井手町	総事業費と補助基準額を比較して、低い方の額が補助額となる。
その他			
31	つどい型、センター型について、事業目的が異なるのは理解できるが実際現場で事業を実施するにあたっては内容に差異がないのではないのか。	福井県、千葉県	「ひろば型」は、常設のひろばの開設による、気軽に集い交流できる場を提供する。一方、センター型は、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能し、地域に出向いた活動等も実施する。
32	「センター型」と「ひろば型」が、同じ地域内にあっても差し支えないでしょうか。	静岡県富士宮市	地域の実情に応じ、適切な配置をお願いしたい。

33	つどい型、センター型について、同じ建物内で同時に実施することは可能か。	福井県	拠点であることから、同一の場所に複数の拠点が存在することは認められない。
34	ひろば型の「出張ひろば」とセンター型の「地域支援活動」について、考え方の違いは理解できるが、実際に利用する地域の人から見ての違いを出す必要があるか。また、必要があるとすれば、どのような違いか。	岩手県奥州市	「出張ひろば」は、ひろばを利用できない地域において小規模のひろばを開設し、翌年度におけるひろば型開設のステップとして、子育て親子の交流の場の提供等を実施するもの。「地域支援活動」については、センター職員が、地域の様々な子育て支援活動に出向き、援助や協力を実施する活動であり、地域の実情に応じて実施していただきたい。
35	近隣地域の「地域子育て支援拠点」は、連携・協力をするのに、協議会のようなものを立ち上げる必要性はあるのか。	大阪府	必須要件とはしていないが、効果的な事業実施の観点から望ましいことと考える。
36	父親のグループづくりを促進する継続的な取組や、地域支援活動など、次世代育成支援対策交付金に計上される子育てパパ応援事業や保育所地域活動事業（その他事業）との関係はどのようになるのか。例えば、保育園と地域子育て支援拠点事業実施施設と合同で世代間交流を実施した場合の経費の計上はどのようにすればよいか。	静岡県富士市	拠点事業で対象となる事業は、ソフト交付金の対象とならない。
37	活動実績について、毎月市町村に報告し、市町村は定期的（四半期毎）に都道府県に報告することを規定すべき。なお、確認した実績により、活動が低調なところや職員の勤務実績が要件を満たしていないと確認された場合は、月に応じて補助金を減額することは可能か。	熊本県	活動の状況や職員の勤務実績が要件を満たしていない場合には、補助対象とならないため、補助金の返還が生じることになる。
38	開設日数によって段階が決められているが、今後、利用者数（実績）によって基準額が減額されることはないか。（農村部及び山村部は利用者が少ない可能性はある一方で、専任職員の配置にかかる経費には都市部とあまり差はない。）	岩手県奥州市	利用者数等の実績によって、補助基準額を減額することは考えていない。

39	<p>「地域子育て支援拠点事業」の背景には、「子ども・子育て応援プラン」の目標数値の前倒しが、大きく影響していると思われるが、地方の財政的影響については、どのように考えているのか。</p> <p>政令市や中核都市に対する財政措置について 平成18年12月28日付け事務連絡（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長）の3において、「本件については、総務省に対しても説明を行っており、他の補助金と同様、地方財政措置（都道府県分）が講じられるものと考えている。」と記載されているが、政令市や中核都市に対しては、どのような財政措置を講じるのか。</p> <p>歳入減について 政令市に対する補助率は1/3と低く、次世代育成支援対策交付金の際の収入と比べ大幅な歳入減となり、事業の執行に大幅な影響が生じることとなるが、この影響に対して、国はどのような対応を考えているのか。</p>	千葉市	<p>平成18年12月28日付け事務連絡のとおりであり、ご理解願いたい。</p> <p>政令市、中核市に対しても同様に地方財政措置が講じられるものと考えている。</p> <p>平成18年12月28日付け事務連絡のとおりであり、ご理解願いたい。</p>
40	<p>本町はH19年度に保育所の一部を改修して、子育て支援センターを開設し、本事業を実施する予定である。</p> <p>実施場所を保育所の空き教室を利用する予定だが、『ひろば型』と位置付けられるのか。『センター型』になるのか。</p> <p>年度途中からの事業開始予定であるが、6ヶ月以上実施できれば満額補助交付となるのか。</p>	京都府井手町	<p>ひろば型かセンター型かは、実施場所ではなく、事業内容による。</p> <p>実施月数を基準額に乗じた額を補助基準額として算出する。</p>
41	<p>従来の「つどいの広場」「地域子育て支援センター」は、概ね中学校区に1か所という設定があったが、今後も同様に考えてよいのか。</p>	岡山県、三重県	<p>地域の子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）について、中学校区に1か所の設置を目指し、推進しているところである。</p>
42	<p>次世代育成支援地域行動計画の事業内容及び目標事業設定の部分についての変更・修正は必要か。</p>	茨城県常陸太田市、長野県岡谷市	<p>従来の「つどいの広場事業」、「地域子育て支援センター事業」については、「地域子育て支援拠点事業」と読み替えて対応されたい。（必ずしも、行動計画の変更・修正を必要とするものではない。）</p>

43	<p>文部科学省委託事業との連携について 小平町の子育て支援事業は、平成8年度より町教育委員会社会教育課と保健福祉課との連携により、幼児とその保護者を対象にした、「つどいの場」を中心に行ってきました。（うちの子一番クラブ・・・町社会教育事業） 平成14年度からは道教委の生涯学習推進事業（子育て支援ネットワーク充実事業）補助を受け実施。 平成16年度からは文科省の委託事業「家庭教育支援総合推進事業」により実施。 平成19年度も引き続きこの委託事業を受け実施しますが、厚生労働省においても「地域子育て支援拠点事業（平成19年度新規事業）」があり、この2つの事業を一緒に行うことは出来ないか（放課後子どもプランのように）。 また、町の規模によっては「地域子育て支援拠点事業」では負担が大きすぎるためボランティアを活用した事業についても支援出来る方法はないか。</p>	北海道小平町	<p>どちらの補助を受けるかについては、市町村の判断になる。また、地域子育て支援拠点事業の実施にあたっては、ボランティアの活用を図っていただくことも可能である。</p>
44	<p>つどいの広場、地域子育て支援センターといった名称は使用できなくなるのか。また、例えば、ひろば型で、地域子育て支援センターという名称は使用できないのか。</p>	茨城県常陸太田市、静岡県富士宮市	<p>国の補助事業として、「つどいの広場事業」や「地域子育て支援センター事業」は廃止となる。地域子育て支援拠点事業としての位置づけは、「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」のいずれかになるが、地域の実情や利用者・関係者にとって最も適切な名称を使用していただければ問題ない。</p>